

一般社団法人宮城県設備設計事務所協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人宮城県設備設計事務所協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を仙台市内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、設備設計事務所の業務の改善と社会的地位の向上に努め、もって建築文化の興隆に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 建築設備設計、工事監理等（以下「建築設備設計等」という。）の業務に関する調査研究
- 二 設備設計事務所の経営管理に関する調査研究
- 三 設備設計事務所の業務の質の向上に関する施策の実施
- 四 建築設備設計等の業務の普及啓発
- 五 建築設備設計等の業務に関する国際交流
- 六 会誌、研究報告書等の刊行及び講演会、講習会等の実施
- 七 その他本会の目的を達成するための必要な事業

第3章 会員

(会員の種類)

第5条 本会の会員は、正会員、準会員、名誉会員、特別会員、顧問、及び相談役、賛助会員とする。

(正会員)

第6条 正会員の資格は、次の要件を備える事務所とする。

- 一 建築設備設計・工事監理の業を営む法人または個人で、これを専業とする事務所の代表者、又はそれに準じる者。

(準会員)

第7条 準会員の資格は、次の要件を備える個人とする。

- 一 建築設備設計・工事監理を業とし建築事務所に勤務する者。
- 二 正会員事務所に勤務する者。

(名誉会員，特別会員，顧問，相談役)

第8条

- 一 名誉会員は、本会に功労のあった者または学識経験者で総会において推薦された者。
- 二 特別会員は、官公庁、学術団体等に所属し、本会の目的達成に協力する者で理事会において推薦された者。
- 三 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

顧問及び相談役は、理事会の推薦により会員の承認を得て会長が委嘱する。任期は、役員任期に準ずる。

顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ会議に出席して意見を述べることができる。

(賛助会員)

第9条 本会の目的と事業に賛同する個人または法人の建築設備資材の製造および販売にかかる者。

- 一 賛助会員に関する事項は、理事会において別に定める。
- 二 賛助会員は、一般社団法人宮城県設備設計事務所協会賛助会に入会すること。

(入会)

第10条 本会の会員になろうとする時は、所定の入会申込書を代表理事に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金)

第11条 前条により入会を承認された会員は、別に定める入会金を納入しなければならない。但し、名誉会員、特別会員、顧問、相談役の入会金は不要とする。

(会費)

第12条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。但し、名誉

会員，特別会員，顧問，相談役の会費は不要とする。

一 入会金および会費は，總會において定める。

（任意退会）

第13条 正会員は，別に定める退会届を提出することにより，任意でいつでも退会することができる。

但し，会員が退会しようとする時は，退会しようとする日の属する会計年度にかかる会費を完納のうえ，会長に退会届を提出しなければならない。

第6条，第7条および第9条の資格を失い退会届が受理された時。

（除名）

第14条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは，通常總會の決議によって当該正会員を除名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき。
- 二 この法人の名誉を傷つけ，又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

（正会員資格の喪失）

第15条 前2条の場合のほか，正会員は，次のいずれかに該当するに至ったときは，その資格を喪失する。

- 一 第12条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき。
- 二 総正会員が同意したとき。
- 三 当該正会員が死亡し，又は解散したとき。

（会員の届け出）

第16条 会員は，總會において別に定める届け出事項に変更ある時は，遅滞なく代表理事に届け出なければならない。

第4章 總會

（構成）

第17条 總會は，すべての正会員をもって構成する。

（権能）

第18条 總會は，次の事項について決議する。

- 一 事業計画および収支予算の決定
- 二 事業報告および収支決算の承認
- 三 正会員の除名

四 理事及び監事の選任又は解任

五 計算書類等の承認

六 定款の変更

七 解散

八 その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
(開催)

第19条 総会は、定時通常総会として毎年度4月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第20条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

第21条 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第22条 総会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(議決権)

第23条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第24条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

一 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

一 正会員の除名

二 監事の解任

三 定款の変更

四 解散

五 その他法令で定められた事項

(議事録)

第25条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 一 議長及びその総会に出席して、その総会で選任された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第26条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 5名以上10名以内
- 二 監事 2名以内
- 三 理事のうち1名を代表理事とする。
- 四 代表理事以外の理事を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第27条 理事は、正会員のうちから別に定める役員選任要領により総会において選任する。

- 一 監事は兼任することができない。
- 二 任期中に役員欠員が生じた場合は、理事会が欠員役員を選任し、代表理事が委嘱する。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 一 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 一 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時通常総会の終結の時までとする。

- 一 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時通常総会の終結の時までとする。

二 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の了する時までとする。

三 理事又は監事は、第28条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第31条 理事又は監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第32条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、通常総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、通常総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第33条 この法人に理事会を置く。

一 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 この法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第35条 理事会は、代表理事が招集する。

一 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

一 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

一 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- 1 事業報告
- 2 貸借対照表
- 3 損益計算書（正味財産増減計算書）

一 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

第43条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

この定款は平成24年4月2日設立から施工する。

平成26年4月25日

第5条, 第8条, 第11条, 第12条, 第13条改正 (通常総会にて承認)